

## 不動産担保生活資金

### 1. 内 容

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸し付けを行います。

- (1) 貸 付 額・・・月額30万円以内。
- (2) 貸付限度額・・・借入申込者が現に居住している建物及び土地のうち、土地の評価額の7割。
- (3) 償 還 期 限・・・貸し付け契約終了（借受人が死亡したとき又は県社協会長もしくは借受人が契約を解約したとき）後、据置期間（3ヶ月）以内。
- (4) 費 用 負 担・・・不動産の評価（再評価を含む）、登記費用は申込者本人負担。
- (5) 連帯保証人・・・推定相続人の中から1名。

### 2. 対 象

次のいずれにも該当すること。

- (1) 資金の貸し付けを受けようとする者が単独で所有する居住用不動産（同居している貸し付けを受けようとする者の配偶者が連帯借受人となる場合に限り、当該配偶者と共有する不動産を含む。）に居住していること。
- (2) 賃借権その他の利用権又は抵当権その他の担保権が設定されていない不動産に居住していること。
- (3) 貸し付けを受けようとする者の配偶者及び親（配偶者の親を含む）以外の者が同居していないこと。
- (4) 原則として、世帯の構成員が65歳以上であること。
- (5) 借入申し込み世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。
- (6) 担保に供する不動産（土地）の評価額が1,000万円以上であること。

### 3. 窓 口

市区町村社会福祉協議会